



平成 28 年 5 月 10 日

各位

株式会社ドリームインキュベータ  
代表者名 代表取締役会長 堀 紘一  
(コード番号 4310 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 原田 哲郎  
(TEL 03-5532-3200)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 13 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会で承認される事を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行することを決議いたしました。また、これに伴い、同株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社は、コーポレートガバナンス体制のさらなる強化による企業価値の向上を目的とし、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、「監査等委員会設置会社」に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会の規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。また、現行定款第 4 2 条（監査役の責任免除）の削除に伴い、その経過措置として附則を新設するものであります。

その他条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は9名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く)</u>は9名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という)は、5名以内とする</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して</u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第23条</p>

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第24条

取締役会は、その決議によって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条

代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の決議の省略)

第27条

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第24条

取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く)の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第25条

代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

- 2 当会社は、取締役(監査等委員を除く)の中から取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の決議の省略)

第27条

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを本店に10年間備え置くものとする。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> (条文省略)</p> <p>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行い、これを本店に10年間備え置くものとする。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第31条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>2 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項に規定する<u>取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会)</p> <p><u>第33条</u> 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
--	---

<p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第33条</u></p> <p><u>当社の監査役は3名以上とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の選任の方法)</u></p> <p><u>第34条</u></p> <p><u>当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第35条</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>2 任期満了前までに退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第36条</u></p> <p><u>監査役会は監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p><u>第37条</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p><u>第34条</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前に各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第38条</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条</u></p> <p><u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>監査等委員</u>の過半数が出</u></p>

<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第39条</u> 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第40条</u> 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p><u>第41条</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p><u>第42条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章            会計監査人</p>	<p><u>席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第36条</u> <u>監査等委員会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第37条</u> <u>監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第6章            会計監査人</p>
---	---

<p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第48条～第50条 (条文省略)</p> <p>附則 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第43条～第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社は、<u>第16回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>第16回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めによる</u>ところによる</p>
--	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月13日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成28年6月13日(予定)

以上